

墨田区オリンピック・パラリンピック地域協議会規約(平成29年7月28日29墨地才第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(役員)	(会長)
第4条 協議会に、 <u>次の各号に掲げる役員を置く。</u>	第4条 協議会に、 <u>会長を置く。</u>
(1) <u>会長 1名</u>	[新設]
(2) <u>副会長 若干名</u>	[新設]
(3) <u>会計 1名</u>	[新設]
(4) <u>監事 若干名</u>	[新設]
(役員を選任)	(会長の選任)
第5条 <u>役員については、会員の中から総会において選任する。</u>	第5条 <u>会長は、構成員の互選により選出する。</u>
(役員任期)	
第6条 <u>役員任期は、選任された日から協議会の解散の日までとする。ただし、役員が属する団体における役職変更等の事情がある場合は、この限りでない。</u>	[新設]
(役員職務)	(会長の職務)
第7条 [略]	第6条 [略]
2 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときに、その職務を代理する。</u>	[新設]
3 <u>会計は、協議会の会計を行う。</u>	[新設]
4 <u>監事は、協議会の会計を監査する。</u>	[新設]
(会議招集)	[同左]
第8条 [略]	第7条 [略]
(部会)	[同左]
第9条 [略]	第8条 [略]
(事務局)	[同左]
第10条 [略]	第9条 [略]
(解散)	[同左]
第11条 [略]	第10条 [略]
(その他)	[同左]
第12条 [略]	第11条 [略]

付 則

この規約は、平成30年4月23日から施行する。